

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十九号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条第四項」を「第二十九条第二項及び第四項」に改める。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）

**第二条** 法第二十九条第二項に規定する条例で定める法人は、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）第七条の二第一項に規定する一般地方独立行政法人及び公庫等とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第二条の規定は、この条例の施行の日以後に同条に規定する法人に使用される者となるため地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する退職をした職員について適用する。